

令和4年度第2回亀岡市環境審議会議事録

開催日時	令和4年12月14日(水) 午後3時～午後5時
開催場所	亀岡市役所別館3階会議室
出席者	高澤委員、黒田(幹男)委員、山川委員、田部委員、櫻井委員、井内委員、 太田委員、黒田(洋二郎)委員、坪井委員、浦幹事、山内幹事、由良幹事、 伊豆田幹事 (事務局3名)
欠席者	西村委員、稲村委員、吉川委員
傍聴者数	なし
次第	審議事項 (1)亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の素案について

1 会長挨拶

2 審議事項

(1)亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) の素案について

《資料に沿って事務局から説明》

委員

第7章の「荒廃農地への太陽光発電設備の導入」の中で、「荒廃農地や耕作放棄地など」が対象となっているうち、耕作放棄地を外すことはできないか。農業委員会では耕作放棄地の解消や防止に取り組んでいる。また、10ヘクタール以上の一連の農地には、野立て型の太陽光発電が設置できないなど、耕作放棄地であったとしても一概に設置できるものではない。

事務局

太陽光発電の設置などにより、農業基盤の強化などを図りたいと考えているため、素案の文言を見直したいと思う

会長

荒廃農地と耕作放棄地の違いは。

委員

耕作が不可能で、農地に戻すことができない状態になった土地を荒廃農地と呼んでいる。耕作放棄地よりさらに荒れた土地ということだが、明確に区分するのは難しい。

委員

亀岡市内で実施されている営農型太陽光発電について、現状が分かれば教えて欲しい。

委員

営農型太陽光発電の設置には、3年を限度に一時転用の許可を出している。3年が経つと専門家が現地を確認し、営農の状況や収益などをチェックした上で継続できるか判断する。永続的なものではなく、耕作がされていなければ撤去もあり得る。

委員

営農型太陽光発電が有効なものであれば、積極的に設置し、再生可能エネルギーを導入していけばよいと思う。ただ、収益の面や設置規制など課題もあるのではないか。

委員

ほ場整備した場所などは、営農型の太陽光発電であれば設置可能だ。農地転用が必要となる野立て型の太陽光発電は設置できない。

委員

ため池への太陽光発電の設置は全国的な取組であり、視察に行ったこともある。実際に調査設計もしたが、水量の変化や権利関係といった点が大きなハードルとなった。小水力発電も視察したが、亀岡市内で先例がなく難しい。課題整理と具体的な働きかけが必要ではないか。

事務局

実施段階では、権利関係や技術的な問題が発生すると想定している。一方、ため池は亀岡市の地域資源であり、まずは有効な活用方法を検討する必要がある。計画内では、ポテンシャル調査に基づき、今後の方向性を示しているところだ。

会長

先ほどからの指摘にある、農地やため池の実情はポテンシャルの計算に含まれているのか。

事務局

素案の中では、市域全体の賦存量から法規制などのものを除き、ポテンシャルとして示している。現場の地域条件などは今回の数値に含めていないが、本計画で全体像を描いた上で、実施段階において地元や関係者ととも課題整理に取り組みたい。

会長

施策も記載されているが、これらは今後検討していくという意味合いか。検討か導入か読み取りづらい部分がある。

事務局

施策には、今後検討するもの、現状の制度を広げていくものなどが含まれている。2030年の中間目標、2050年の長期目標に向けたロードマップを示し、段階的に進める予定だ。文言については整理させていただきたい。

会長

ポテンシャル調査結果から施策への展開方法としても、市民が理解しやすいよう表現を再検討願いたい。さらに、計画の推進体制図において事務局が市民や事業者、関係各課との調整を全て担うことになっており現実的ではない。事務局と関係各課の体制を見直してはどうか。

事務局

ご指摘の点は見直していきたい。協議会のかたちも再検討しており、より多様な意見を聞ける場を持ちたいと考えている。

委員

亀岡市のため池はほとんどが農業用と認識している。送電線から離れた地域にあるものも多く、そのようなリスクを考えるときちんとした調査が必要かと思う。

事務局

受電設備の位置や管理者の意向なども含め、ため池一つひとつに固有の課題はあると認識している。ただ、本計画では、ため池の持つ可能性を示す趣旨で記載している。

(計画の愛称について議論)

・事務局に一任との結論

4 閉会

以上